

7 環境関係条例・規則等

越前市環境基本条例
越前市環境審議会規則
越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則
越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱
越前市資源回収奨励金交付要綱
越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱
越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱
越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱
越前市狂犬病予防法施行条例 越前市狂犬病予防法施行条例施行規則
越前市公衆浴場整備事業補助金交付要綱
越前市公衆浴場支援事業補助金交付要綱
越前市野良猫不妊手術費補助金交付要綱

(令和5年3月31日現在)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第18条)

第3章 環境審議会(第19条)

第4章 雑則(第20条)

附則

恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたわたしたち越前市民は、郷土を愛し、その恵みの中で文化を育て、長い歴史を築いてきた。

一方、わたしたちは、生活の利便性や豊かさを追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費し、これにより、わたしたちのまちのみならず地球規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、次の世代によりよい環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が、協働し、地球的視野に立って環境に優しい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識のもとに、清くうらおいのある豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。

5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(平25条例4・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全と創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策

に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全と創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法令の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する越前市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講ずるものとする。

(指導、助言等)

第11条 市は、良好な環境の保全と創造を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導、助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全と創造に関する教育、学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(平25条例4・一部改正)

(民間団体等の自発的活動の推進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が行う活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集、研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第17条 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、地球環境保全の向上に資するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創造に関して、基本的事項を調査審議するため、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員は、良好な環境の保全と創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

越前市環境審議会規則

平成17年10月1日

規則第115号

改正 平成18年1月20日規則第1号

平成24年3月30日規則第37号

平成26年3月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市環境基本条例(平成17年越前市条例第125号。以下「条例」という。)第19条第7項の規定に基づき、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命又は委嘱)

第2条 条例第19条第5項に基づく委員の任命又は委嘱は、次に掲げる者のうちから行う。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係機関から推薦された者
- (4) 市民からの公募による者

2 前項の規定による委員のほか、特別の事項を調査又は審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、学識経験者及び関係機関の代表のうちから、市長が委嘱する。

4 前項の規定による臨時委員は、当該事項の調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平18規則1・平26規則13・一部改正)

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員(臨時委員が置かれるときは、臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員(臨時委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に属する委員の互選により部会長を置く。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、越前市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(平24規則37・一部改正)

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第37号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例

平成17年10月1日

条例第126号

改正 平成20年3月25日条例第9号

平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 本市は、良好な環境の保全及び創造に資する担い手の育成並びに環境にやさしい地域づくりの推進を図るため、エコビレッジ交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 エコビレッジ交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市エコビレッジ交流センター	越前市湯谷町第25号25番地の2

(業務)

第3条 エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 環境学習に関すること。
- (2) 環境情報の受発信に関すること。
- (3) その他市長がセンターの設置目的達成のためにふさわしいと認めた業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日
 - ア 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)を除く。)
 - イ 国民の祝日の翌日
 - ウ 12月28日から翌年の1月4日まで

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者及びセンターの係員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備又は展示品等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(平25条例4・一部改正)

(使用の許可及び制限)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付し、又は使用の制限を加えることができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
- (4) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- (5) 暴力排除の主旨に反すると認められるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認められるとき。

(平25条例4・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入館者及び使用者の遵守事項)

第9条 入館者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 使用許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (3) センター内において許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、貼り紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱す行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及びセンターの係員の指示に従うこと。

(平25条例4・一部改正)

(使用料)

第10条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちにその使用場所を清掃し、設備及び器具を整理し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。

2 前項の規定は、第8条の規定により使用者が使用許可を取り消された場合について準用する。

(損害賠償等)

第13条 入館者及び使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損失について、市はこれを補償しない。

(平25条例4・一部改正)

(管理の代行)

第14条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の承認を受け、センターの開館時間又は休館日を変更すること。
- (2) 入館の制限に関する業務
- (3) センターの使用の許可に関する業務
- (4) 第3条各号に掲げる業務のうち市長が定めた計画の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平20条例9・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成13年武生市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の条例の使用料又は利用料金に関する規定は、令和2年4月1日以後の当該条例に規定する使用又は利用について適用し、同年3月31日までの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の改正後の規定による使用料及び利用料金の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

別表(第10条関係)

(令元条例13・全改)

1 施設使用料

区分		基本使用料（1時間あたり）
料理研究室		100円
工房		100円
和室	1部屋使用	100円
	2部屋使用	150円
里山ギャラリー		100円
大ホール		250円
備考		
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。		
2 市外の者が使用する場合は、基本使用料の5割増しとする。		

2 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
			月額	年額
		1回		
料理研究室		200円	1,000円	6,000円
工房		100円	500円	3,000円
和室	1部屋使用	200円	1,000円	6,000円
	2部屋使用	300円	1,500円	9,000円
里山ギャラリー		200円	1,000円	6,000円
大ホール		300円	1,500円	9,000円
備考				
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。				

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第116号

改正 平成20年3月31日規則第6号

平成24年3月29日規則第14号

平成25年2月26日規則第5号

平成25年3月22日規則第17号

平成27年3月31日規則第21号

平成28年3月23日規則第6号

令和2年2月17日規則第2号

令和3年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第126号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第6条の規定により、越前市エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)の使用許可を受けようとする者は、市長に越前市エコビレッジ交流センター使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。)前3月から当該使用しようとする日までの間に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を許可したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用の変更及び取消し)

第3条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の取消しをしようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用取消申請書(様式第3号)に、使用許可の内容を変更しようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき使用許可の内容変更を承認したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用変更承認書(様式第5号)を使用者に交付する。

(使用許可の取消し等の通知)

第4条 市長は、条例第8条の規定により、センターの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可取消決定書(様式第6号)、越前市エコビレッジ交流センター使用中止命令書(様式第7号)又は越前市エコビレッジ交流センター使用条件変更決

定書(様式第8号)を使用者に交付する。

(使用料の後納)

第5条 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料の後納をしようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料後納申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の後納を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(使用料の返還)

第6条 使用者が、条例第10条第3項ただし書の規定により、既に納入した使用料の返還を受けようとするときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還申請書(様式第10号)に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合において使用料を返還することができる理由及び金額は、次の各号に該当する場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者が自己の責めによらない事由によりセンターを使用できなくなったとき 当該使用料の全額
- (2) 使用者が使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出たとき 当該使用料の全額
- (3) 使用者が使用変更の許可を受けた場合において既に納付した使用料に過納が生じたとき その相当額

3 市長は、前項の使用料返還を決定し、又は返還しない旨を決定したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還決定書(様式第11号)により、その旨を使用者に通知する。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定による減免は、別表に定める減免基準表によるものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の使用料の減免を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(施設等の毀損(滅失)届)

第8条 使用者は、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、越前市エコビレッジ交流センター施設等毀損(滅失)届(様式第13号)を提出しなければならない。

(平25規則5・一部改正)

(指定管理者制度による読替え)

第9条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第11号までの規定中「越前市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平20規則6・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、所要の調整を行い、使用することができる。

附 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月17日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(平24規則14・全改、平27規則21・一部改正)

使用料の減免基準表

区分	項目	減免する額
1	越前市又は越前市教育委員会の主催、共催又は委託事業として使用する るとき。	全額
2	市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校又は中学校が主催し て、園児、児童又は生徒の環境教育活動に関する事業に使用する とき。	全額
3	市長が市内に環境活動の主たる本拠を置く団体であると認めるもの が、本来の環境活動事業に使用し、その事業が市民の環境意識の向上に 寄与するものと認められるとき。	全額
4	市長が市内に活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、社 会教育及び地域自治の目的を達成するための事業に使用する とき。	全額
5	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が必要と 認める額

越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭における生ごみ処理器（以下「処理器」という。）設置に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

(対象処理器等)

第2条 奨励金交付の対象となる処理器は、生ごみを自然に、又は微生物の発酵作用により得られたボカシ等を利用して発酵を促進させる機能を有するもので電気を動力として用いないものとする。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、越前市内に住所を有し、越前市内の販売店で前年度又は当該年度に購入された処理器を設置している者とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、処理器の購入額の2分の1以内とし、処理器1基に対して3,000円を上限とし、かつ、1家庭につき2基を限度とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理器設置奨励金交付申請書（別記様式）に処理器購入に係る領収証書を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日の日の前日までに、武生市ごみ処理器設置奨励金交付要綱又はゴミ減量化対策費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の第5条の規定によりごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書を市長に提出した者は、改正後の第2条の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄
この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

越前市資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する市民の意識の高揚及びごみの減量化による処理及び経費の低減を図ることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える市内の団体とする。

- (1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。
- (2) 営利を目的にしないこと。
- (3) 回収した資源を次項に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

2 奨励金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引き渡しを受けた資源回収業者で、越前市に次条に規定する届出がある者とする。

(資源回収業者の届出)

第3条 前条第2項の規定による資源回収業者の届出は、資源回収業者届出書(様式第1号)によるものとする。

(対象品目)

第4条 奨励金の交付対象品目は、古紙類(新聞、雑誌、ダンボール等)及び古衣類とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、団体については回収した古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価5円を乗じて得た額とし、資源回収業者については引渡しを受けた古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価1円を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収奨励金交付申請書(団体用)(様式第2号)に資源回収業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、毎年度6月、9月、12月又は3月に資源回収奨励金交付申請書兼請求書(業者用)(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 団体及び資源回収業者は、資源回収を実施した年度内及び翌年度内に限り、奨励金の交付を申請できる。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の交付申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

2 資源回収業者に対する奨励金は、該当する団体から奨励金交付申請があったものについて交付する。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、虚為の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、武生市資源回収奨励金交付要綱又は今立町資源回収奨励金交付要綱によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則(令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

越前市ごみ減量化・リサイクル推進員及び推進団体設置要綱

(設置)

第1条 本市は、分別ルールの適正化にかかる市民への周知及びリサイクル等への取組み等によるごみの減量化並びに循環型社会の構築を推進するため、ごみ減量化・リサイクル推進員（以下「推進員」という。）及びごみ減量化・リサイクル推進団体（以下「推進団体」という。）を設置する。

(推進員及び推進団体の役割)

第2条 推進員は、各町内において正しいごみの出し方を啓発し、当該町内のごみステーションにかかる諸問題についてその解決方法を検討するとともに、市全体のごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

2 推進団体は、ごみ減量化及びリサイクルの推進に関する情報を広く市民に提供するとともに、市全体のごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

(推進員の認定)

第3条 区長は、その町内において活動する推進員を置こうとするときは、推薦書（様式第1号）によりその候補者を市長へ推薦する。

2 市長は、前項の推薦のあった者（次条第2項の規定により認定を受けた推進団体の構成員を含む。）を対象に、ごみ減量化・リサイクル推進員研修会（以下「研修会」という。）を行う。

3 市長は、研修会を修了した者を推進員に認定し、認定証（様式第2号）を交付する。

(推進団体の認定)

第4条 推進団体の認定を受けようとする団体は、認定申請書（様式第3号）に当該団体の構成員の名簿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定申請書の提出があったときは、次項の認定要件を満たすかを審査し、認定することを決定したときは認定証を、認定しないことを決定したときは認定却下通知書（様式第4号）を当該団体へ交付するものとする。

3 推進団体として認定を受けるための要件は、団体の構成員のうち少なくとも1人が研修会を受講し、及び修了していることとする。

4 推進団体は、その構成員のうち少なくとも1人が毎年度研修会を受講し、及び修了しなければならない。

5 市長は、推進団体が前項の規定を満たさなくなったときは、当該推進団体の認定を取り消すことができる。

6 市長は、前項の規定により推進団体の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第5号）により、当該推進団体に通知するものとする。

(活動報告)

第5条 推進団体は、その活動内容を、毎年度3月末日までに活動報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(認定の抹消)

第6条 推進員又は推進団体を辞任しようとする者は、ごみ減量化・リサイクル推進員（推進団体）辞任届（様式第7号。以下「辞任届」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、辞任届の提出があったときは、当該推進員又は推進団体の認定を抹消し、認定抹消通知書（様式第8号）により、当該推進員又は推進団体に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱第3条の規定によりされている認定は、改正後の越前市ごみ減量化・リサイクル推進員及び推進団体設置要綱第3条の規定によりされた認定とみなす。

越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不法投棄廃棄物の撤去等又は未然防止に取り組む町内会等を支援することにより、不法投棄の再発防止及び未然防止を推進し、もって市民協働による市内の環境美化及び環境保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不法投棄廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物のうち、同法その他法令に基づく保管又は処分がされずに投棄された廃棄物をいう。ただし、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものを除く。

(支援の内容)

第3条 市長は、市内の町内会又は非営利団体（以下「町内会等」という。）が不法投棄廃棄物の撤去等又は不法投棄の未然防止のための作業（以下「作業」という。）を行う場合に、予算の範囲内において当該町内会等を支援する。

2 前項の規定による支援は、別表に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(支援の要件)

第4条 支援を受けようとする町内会等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 不法投棄廃棄物が、市内の土地に投棄されたものであること。
- (2) 撤去等を行おうとする不法投棄廃棄物により、近隣の住民に健康又は生活環境上の重大な影響を及ぼす可能性があること。
- (3) 作業を行う土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の同意を得ていること。
- (4) 作業には、町内会等から2人以上が参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、支援を行わない。

- (1) 不法投棄をした者が判明した場合
- (2) 土地所有者等の責任において対処すべき場合
- (3) 同一年度において2回支援を受けている場合
- (4) その他支援を行うことが適切でないと市長が認める場合

3 前項の規定にかかわらず、市長は、不法投棄により市民の健康又は生活環境上の重大な危険を及ぼし、かつ緊急の必要があると認めるときは、支援を行う。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする町内会等は、越前市不法投棄廃棄物処分等支援申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土地所有者等の同意を得たことが分かる書面（以下「同意書」という。）を添付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、これを省略することができる。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請を行った町内会等を代表する者とともに現地確認を行ったのち、支援の可否を決定し、その結果を書面にて当該町内会等に通知するものとする。

2 市長は、支援を行うために必要な範囲において、前項の決定に条件を付すことができる。

(作業実施日の報告)

第7条 支援の決定を受けた者(以下「支援決定者」という。)は、作業を行う日(以下「作業実施日」という。)の前7日までに、市長に作業実施日を報告しなければならない。

2 支援決定者は、前項の報告後に、やむを得ず作業実施日を変更する場合は、速やかに市長に変更後の作業実施日を報告しなければならない。

(作業の実績報告)

第8条 支援決定者は、作業が終了したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、速やかに作業が完了したことを現地において確認するものとする。

(助言及び指導)

第9条 支援決定者は、作業を行うときは、支援の条件を遵守するとともに、市の助言及び指導に従うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則(令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	支援の内容
不法投棄廃棄物の分別、回収、運搬及び処分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の派遣（若干名） (2) 重機（作業員を含む。）のレンタル（ただし、レンタル期間は1日以内とする。） (3) コンテナ（8㎡）の設置 (4) 一般廃棄物（廃家電リサイクル製品を含む。）その他廃棄物の運搬及び処分。ただし、南越清掃組合で処分が可能な廃棄物に限る。
不法投棄の未然防止の措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不法投棄防止啓発看板の提供 (2) 刈り取られた雑草の運搬及び処分 (3) 防草シートの提供（100㎡分まで）

越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の不法投棄対策として設置する監視カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、監視カメラの適正な管理及び運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の予防及び不法投棄者の特定を目的として市が設置するカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (3) 画像 監視カメラによって記録された映像をいう。
- (4) 記録媒体 メモリーカード等監視カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。

(管理体制)

第3条 市長は、監視カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、環境政策課長とする。

3 管理責任者は、環境政策課の職員の内から監視カメラの運用に従事する職員を取扱責任者として指名することができる。

4 管理責任者及び取扱責任者(以下「管理責任者等」という。)は、監視カメラの取扱いに当たっては、この要綱その他法令の規定を遵守しなければならない。

5 管理責任者等は、監視カメラ及び画像を適正に取扱い、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置場所等)

第4条 市長は、市内の現に不法投棄が行われ又は不法投棄が行われるおそれがあると認められる場所に監視カメラを設置するものとする。

2 監視カメラの設置に当たっては、土地の所有者又は管理者(工作物又は立木に設置するときは、当該工作物又は立木の所有者又は管理者)の承諾を得なければならない。

3 監視カメラを設置したときは、設置場所の周辺に、監視カメラが作動中である旨を表示するものとする。

4 不法投棄の状況等により、市長は、監視カメラの設置場所を必要に応じて随時変更するものとする。

(画像の保存等)

第5条 管理責任者等は画像を保存するときは、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。

2 不法投棄監視カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製してはならない。

3 画像の保存期間は、原則として30日とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

4 管理責任者等は、画像の保存期間が経過した場合は、複製した画像も含め全ての画像を確実に消去しなければならない。ただし、提供した画像を除く。

5 管理責任者等は、記録媒体を適切に管理できる場所に保管しなければならない。

6 何人も、管理責任者の許可なく、画像及び記録媒体を、外部に持ち出してはならない。

(画像提供の制限)

第6条 保存している画像は、不法投棄の行為者を特定し、不法投棄の撤去を指導するためのみに用いるものとし、目的外での利用や提供は行わないものとする。ただし、刑事告発を行う場合、越前市個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定による場合その他法令の規定に基づく場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

越前市狂犬病予防法施行条例

平成17年10月1日

条例第119号

(趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行については、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(登録申請)

第2条 法第4条第1項の規定により犬の登録申請をしようとする者は、犬の登録申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(鑑札の再交付申請)

第3条 省令第6条第1項の規定により鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の鑑札再交付申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(注射済票の交付)

第4条 省令第12条第2項の規定により注射済票の交付を受けようとする者は、狂犬病予防注射済票交付申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(注射済票の再交付)

第5条 省令第13条第1項の規定により注射済票の再交付を受けようとする者は、狂犬病予防注射済票再交付申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(犬の死亡の届出)

第6条 法第4条第4項の規定により犬の死亡の届出をする者は、死亡届を市長に提出しなければならない。

(犬の登録事項の変更の届出)

第7条 法第4条第4項の規定(前条に掲げるものを除く。)及び同条第5項の規定により登録事項を変更する者は、登録事項変更届を市長に提出しなければならない。

(公示)

第8条 市長は、法第6条第7項の規定により通知を受けたときは、同条第8項の規定に基づき公示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市狂犬病予防法施行条例(平成12年武生市条例第2号)又は今立町狂犬病予防法施行細則(平成12年今立町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条—第5条関係)

事務	名称	金額
法第4条第1項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円
政令第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき1,600円
法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	1頭につき550円
政令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1頭につき340円

越前市狂犬病予防法施行条例施行規則

平成17年10月1日

規則第106号

改正 平成21年3月31日規則第9号

平成25年2月26日規則第5号

令和3年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市狂犬病予防法施行条例(平成17年越前市条例第119号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び届出等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請書及び届出は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。

- (1) 条例第2条に規定する犬の登録申請書及び条例第4条に規定する狂犬病予防注射済票交付申請書 様式第1号
- (2) 条例第3条に規定する犬の鑑札再交付申請書及び条例第5条に規定する狂犬病予防注射済票再交付申請書 様式第2号
- (3) 条例第6条に規定する犬の死亡届 様式第3号
- (4) 条例第7条に規定する犬の登録事項の変更届 様式第4号
- (5) 条例第8条に規定する公示 様式第5号

(平21規則9・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(越前市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則)

2 越前市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年越前市規則第3号)別表越前市狂犬病予防法施行条例施行規則(平成17年越前市規則第106号)の項中「第2条第2号、第5号及び第6号」を「第2条第2号から第4号まで」に改める。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、この規則に

よる改正後の様式により調製された用紙とみなす。

附 則(令和3年3月31日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県公衆浴場業生活衛生同業組合武生支部に加盟している公衆浴場営業者（以下「公衆浴場営業者」という。）の経営の安定を図るため、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 市長は、公衆浴場営業者が行う公衆浴場設備整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助率等)

第3条 この要綱における補助基準、補助率は、次の各号に定める区分による。

(1) 補助基準額（補助対象経費）

補助基準額及び補助対象設備は、別表に定めるとおりとする。

(2) 補助率

実施額又は補助基準額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(発注の原則)

第4条 公衆浴場営業者は、この補助金の交付を受けようとする場合において、事業の実施のために設備の整備業務を発注するときは、市内業者（市内に本店若しくは本社又は支店若しくは営業所を有している業者）に発注するものとする。ただし、温水ボイラー等の特殊な設備の整備業務を発注する場合であって、市長が認めたときは、この限りでない。

(補助金等交付手続)

第5条 補助金の申請、交付等の手続などは、越前市補助金等交付規則に定めるもののほか、福井県公衆浴場設備整備補助金交付要領の規定による様式を準用する。

(事業の着手)

第6条 公衆浴場営業者は、事業に着手したときは、着手届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、着手届に代えて事前着手届（様式第2号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

別表

対象設備	補助基準額	対象設備	補助基準額
温水ボイラー	2,500千円	タイル張工事	1,200千円
循環ろ過機	1,700千円	空調設備	2,100千円
温水器	1,250千円	湯気抜き換気装置	1,800千円
煙突工事	2,000千円	手すり	300千円
サウナ	2,000千円	脱衣場改造設備	1,000千円
段差解消設備	200千円	自動ドア等改造設備	800千円
休息室	1,000千円	地下貯蔵タンク	2,500千円
給湯(水)配管工事	1,200千円		

越前市公衆浴場支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利用者の減少傾向にある公衆浴場の支援と利用促進を図るため、公衆浴場支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 市長は、福井県公衆浴場業生活衛生同業組合武生支部に加盟している公衆浴場営業者（以下「公衆浴場営業者」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 入浴無料開放その他の利用者の増加及び公衆浴場の活性化を図るために取り組む事業であって、別表第1に定めるもの
- (2) 公衆浴場利用者の増加と定着を図るために取り組む事業であって、別表第2に定めるもの
- (3) 浴槽の清掃を行った後、浴場の開場までに浴槽一杯の湯を用意しておく事業（以下「作り湯」という。）

(補助金の額)

第3条 この要綱における補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げるものについては、その必要とした経費と補助基準額300,000円とのうち、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。
 - (2) 前条第2号に掲げるものについては、その必要とした経費と補助基準額600,000円とのうち、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。
 - (3) 前条第3号に掲げるものについては、作り湯の実施1回につき3,500円を補助することとし、その実施回数は、一の浴場につき年間50回を限度とする。
- 2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前着手届)

第4条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することができない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、事前着手届（別記様式）を市長に提出し、その許可を得なければならない。

(補助金等交付手続)

第5条 補助金の申請、交付等の手続などは、越前市補助金等交付規則による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱) 抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

対象事業	詳細
児童入浴無料開放事業	こどもの日等に小学生以下の入浴を無料とするもの
老人入浴無料開放事業	敬老の日等に70歳以上の入浴を無料とするもの

別表第2 (第2条関係)

対象事業	詳細
シャンプー等無料サービス事業	リンスインシャンプー及びボディソープを設置し、無料で提供するもの
四季の湯事業	6月5日の菖蒲湯、冬至の柚子湯その他の季節に応じた薬湯等のサービスを行うもの
公衆浴場広報事業	市広報等によって公衆浴場営業者の活動等を周知するもの
その他の事業	前3項に掲げるもののほか、公衆浴場の利用者の増加及び定着を図るために取り組むもの

越前市野良猫不妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市内に生息する飼い主のいない猫又は飼い主が不明な猫（以下「野良猫」という。）の繁殖を制限し、殺処分される不幸な野良猫を減らすとともに、市民の生活環境の保持に資するため、越前市野良猫不妊手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 野良猫の精巣を摘出する去勢手術又は卵巣を摘出する避妊手術をいう。
- (2) 識別処置 片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (3) 協力病院 公益社団法人福井県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の実施する飼い主のいない猫の不妊手術支援事業に賛同し、不妊手術及び識別処置に協力する動物病院をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所を有する団体
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象不妊手術)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす不妊手術（以下「補助対象不妊手術」という。）を交付の対象とする。

- (1) 協力病院において不妊手術を受けること。
- (2) 不妊手術を行った猫に鑑別処置を行うこと。
- (3) 不妊手術を受けさせる猫は、捕獲された場所の区長又は近隣住民により、野良猫であることの確認がされたものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 去勢手術に対する補助金の額 5千円
- (2) 避妊手術に対する補助金の額 7千円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ越前市野良猫不妊手術補助金費交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が1年度あたりに補助金を申請できる件数は、個人にあっては1世帯あたり5件、団体にあっては1団体あたり5件を限度とする。

3 市長は、申請者に対し、申請書のほか、必要な書類を提出させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、越前市野良猫不妊手術費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知がある前に補助対象不妊手術に着手してはならない。

(交付決定申請者の遵守事項)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の日から起算して3月を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助対象不妊手術を受けること。
- (2) 補助対象不妊手術を受ける協力病院に、補助金交付決定通知書の写しを提出すること。
- (3) 協力病院から野良猫の不妊手術を終えた旨の連絡を受けたときに、速やかに当該野良猫を引き取ること。
- (4) 手術後に引き取った野良猫を元の場所に戻し、動物愛護の観点から、適時餌やり、健康観察等を行うよう努めること。

(手続の委任)

第9条 交付決定申請者は、補助金の請求に係る手続(次条から第13条までに定める手続をいう。)を、協力病院に委任することができる。

2 交付決定申請者は、前項の規定により請求に係る手続を協力病院に委任したときは、当該協力病院の指定する不妊手術費用から補助金交付決定額を差し引いた額を当該協力病院に支払うものとする。

(実施報告)

第10条 協力病院は、補助対象不妊手術を終えたときは、越前市野良猫不妊手術実施報告書(様式第3号。以下「実施報告書」という。)を作成するものとする。

2 協力病院は、前条第1項の規定による委任(以下「委任」という。)がないときは、前項の規定により作成した実施報告書を交付決定申請者に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定申請者(委任があるときは協力病院。以下同じ。)は、補助対象不妊手術が終わったときは、越前市野良猫不妊手術費補助金実績報告書兼請求書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に実施報告書(委任があるときは加えて委任状)を添えて市長(委任があるときは福井県獣医師会を経由して市長)に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、越前市野良猫不妊手術費補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付決定申請者に対し、補助金を支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。